

〇 〇 〇 〇 消 防 計 画

令和 年 月 日

第1章 総則

〔目 的〕

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、(株)〇〇〇〇の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

第2条 この計画に定めた事項については、次の者に適用する。

- (1) (株)〇〇〇〇に勤務等し、出入りするすべての者に適用する。
- (2) 防火管理等の一部を受託している者(警備会社等が対象となる。)
- (3) 危険物施設等については、別に定める予防規程等によるものとする。

〔防火管理者の権限と業務〕

第3条 防火管理者は、〇〇〇〇とする。この計画についてのすべての権限を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更(防火管理者が自ら作成することに重大な意義がある。)
- (2) 消火、通報及び避難訓練等の計画とその実行(年2回以上の実施計画を立てる。)
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督(役割分担と責任者を明確にする。)
次の項目について不備欠陥箇所を発見した場合は改修促進を図る。

- ア 建 物 (建築物の外壁、屋外階段、内装等(主要構造部))
- イ 防火施設 (防火戸、防火シャッター)
- ウ 避難施設 (階段、避難口)
- エ 電気施設 (変電室、分電盤等)
- オ 危険物施設 (少量危険物貯蔵取扱所)
- カ 火気を使用する設備器具 (給湯設備、ガス設備、ボイラー等)
- キ 消防用設備等 (消火設備・避難設備・警報設備等)

- (4) 消防用設備等の法定点検・整備の実施及び立ち会い(機器点検・総合点検)
- (5) 改装工事等に対する立ち会い及び安全対策の樹立
- (6) 火気の使用、取扱いの指導及び監督

- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 従業員等に対する防災教育の実施
- (9) 火元責任者等に対する指導及び監督
- (10) 管理権限者への提案及び報告
- (11) 放火防止対策の推進
- (12) その他防火管理上必要な事項

〔消防機関への報告及び連絡〕

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の届出(変更の都度届出が必要)
- (2) 消防用設備等の点検結果の報告
- (3) 建築物及び諸設備の設置又は、変更の事前連絡等
- (4) 自衛消防訓練等の事前通報及び指導の要請
- (5) その他防火管理について必要な事項

※ 防火管理者は、消防機関へ報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を消防計画と一括して整備保管すること。(防火対象物維持管理台帳の作成)

〔防火管理業務の一部委託〕

第5条 防火管理業務の一部委託については、次のとおりとする。

- (1) 委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画の定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- (2) 受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。
- (3) 防火管理業務の委託状況は別紙1のとおり。

第2章 予防管理対策

〔予防管理組織〕

第6条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに防火担当責任者並びに火元責任者を別表1のとおり指定する。

火元責任者は、毎日火気設備器具及び消防用設備等の点検検査を自主検査チェック表に基づいて実施すること。

〔防火担当責任者〕

第7条 防火担当責任者は、火元責任者の業務を監督し、次の業務を実施する。

※ 3階建以上及び従業員数が10人以上の事業所等では、防火担当責任者を各階に選任すること。

- (1) 担当区域内の火気使用設備器具、電気設備等の自主点検の実施状況を定期的に確認する。
- (2) 担当区域内の消防用設備等の自主点検の実施状況を定期的に確認する。
- (3) 防火管理者の補佐

〔火元責任者の業務〕

第8条 火元責任者は、次の業務を行う。(自主的に行う検査・点検)

- (1) 担当区域内の火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備等からの出火防止措置

〔自主点検検査等の実施〕

第9条 防火管理者は定期的に担当者に質問し、担当者の任務及び実施状況の確認をするとともに、実施結果を定期的に報告させる。

防火管理者は、不備・欠陥等を確認した場合は速やかに管理権原者に報告し改修しなければならない。また、改修及び予算措置に時間がかかる場合は、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

- (1) 日常の火災予防上の日常自主検査
火元責任者は、日常の火気関係及び閉鎖障害等の検査を日常自主検査チェック表に基づいて実施する。(別表2～3による。)

- ア 火気管理の自主検査は、毎日終業時に行う。
- イ 閉鎖障害等の自主検査は、毎日始業前に行う。

- (2) 定期の火災予防上の日常自主検査
各担当区域の防火担当責任者又は火元責任者は、定期自主検査チェック表に基づいて実施する。(別表4～5による。)

ア 実施時期は、4月と10月の年2回とする。

- (3) 消防用設備等及び防火対象物の法定点検

- ア 防火管理者は点検時立ち会うこととする。(建築物定期調査を含む。)
- イ 消防用設備等の点検は、防災業者に委託して別表6のとおり実施する。
- ウ 防火対象物定期点検は、〇〇〇に委託して行う。(毎年〇月実施)
- エ 建築物定期調査等の点検は、設計事務所等に委託して行う。

〔点検検査結果の記録及び報告〕

第10条 防火管理者は、自主点検検査結果等の結果を防火対象物維持管理台帳に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、〇年に1回、〇〇消防署長に報告しなければならない。

- ※ 特定防火対象物は、1年に1回の報告
非特定防火対象物は、3年に1回の報告(3年分の点検結果を報告)

第3章 火災予防措置

〔防火管理者への連絡事項〕

第11条 次に掲げる行為を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受ける。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 改装、模様替え等を行うとき。
- (4) その他防火管理上必要な事項

〔従業員の厳守事項〕

第12条 従業員が守るべき事項

- (1) 全従業員は、避難口、廊下、階段等の避難施設と防火戸、防火シャッター等防火施設が有効に機能するように次のことを行わなければならない。

ア 廊下、階段及び通路には物品を置かないこと。

イ 防火戸及び防火シャッターの閉鎖障害となるものが置かれていた場合は、直ちに撤去する。

ウ 非常口の管理状況について常に確認しておくこと。

エ その他必要な事項を記載する。

- (2) 火気管理等

ア 喫煙管理について、常に注意し、火気設備器具の自主検査と併せて、終業時等に全員が吸い殻の点検を行う。

イ 喫煙は、指定された場所以外では行わないこと。また、歩行中の喫煙は絶対に行わないこと。

ウ 終業時には、必ず灰皿の整理及び火気設備器具等の熱源の遮断等の安全確認をする。

エ 火気設備器具の周囲は整理整頓するとともに、安全な状態で使用すること。

オ その他必要事項を記載する。

(3) 放火防止対策

ア 倉庫、空室及び雑品庫等の施錠を行う。

イ 死角となる場所(トイレ・階段室等)には可燃物を放置しない。

ウ 建物内外の整理整頓を行う。

エ 建物内外の巡視を定期的に行う。

オ 最終帰宅者による火気と施錠の確認を徹底する。

※ 建物の用途に応じた放火防止対策を検討する。

〔防火管理者の厳守事項〕

第13条 防火管理者は、次の業務を行うものとする。

(1) 収容人員の管理

(2) 工事中の安全対策の樹立

ア 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。
大規模な工事を実施するときは、工事中の消防計画を作成するとともに消防機関へ届出する。

イ 工事人等の厳守事項
防火管理者は、工事人等に対して次の事項を周知徹底させる。

(ア) 溶接・溶断等火気を使用する工事の場合は、消火器等の準備をさせるとともに消火体制の確保を図ること。

(イ) 指定した喫煙場所以外での喫煙、火気の使用をさせないこと。

(ウ) 火気の責任者を指定させ、定期的に工事の状況を防火管理者に報告させること。

(エ) 危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の許可を得ること。

(オ) 放火防止のため資機材等の整理整頓を徹底させる。

第4章 自衛消防組織等について

〔自衛消防隊の組織と任務分担〕

第14条 自衛消防組織の編成は、別表7のとおりとし、編成表は事務室、食堂及び休憩室の見やすいところに掲示する。

※ ホテル、病院及び老人ホーム等は、休日、夜間の自衛消防組織の編成、連絡系統図を作成しておく必要があります。(別表8)

第15条 消火・通報・避難誘導等の自衛消防活動は、次のとおりとする。

(1) 通報・連絡

ア 火災が発生したときは、通報連絡担当者又は火災を発見した者が119番通報及び事務室への連絡をするとともに、周囲の者に連絡する。

※ 火災通報装置が設置されている場合にあっては、操作内容等を具体的に明記すること。

イ 事務室の従業員は、消防機関へ通報するとともに、放送設備により、出火場所や消火・避難誘導などを指示する。(別紙2)

ウ ぼやで消えた場合も消防機関へ通報する。

エ 管理権原者、防火管理者が不在の時は、緊急連絡一覧表により、連絡する。

(2) 初期消火

ア 初期消火担当者は、出火場所に急行し、積極的に消火活動を行う。

イ 消火器、屋内消火栓設備は常に使用できるように訓練しておくこと。

(3) 避難誘導

ア 避難誘導担当者は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

イ 落ち着いて、大きな声で誘導を行う。

ウ 避難方向がわかりにくいときは、曲がり角などに誘導員を立たせて誘導する。

エ 負傷者及び逃げ遅れ者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

オ エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

(4) 安全防護

ア 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸及び防火シャッターを閉鎖する。

イ その他必要な事項を記載する。

(5) 応急救護

ア 応急救護担当者は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を安全な場所に移動する。

イ 負傷者の氏名、負傷程度など必要な事項は記録すること。

〔自衛消防隊の活動範囲〕

第16条 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。ただし、近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等の活用範囲とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

〔避難経路図等〕

第17条 防火管理者は、人命安全を確保するため消防用設備等の設置位置及び屋外に通じる避難経路図を作成し、従業員全てに周知徹底する。

- ※ 地震時の避難場所及び避難経路も同様に作成し、周知徹底する。
- ※ 旅館、ホテル等は、各室に避難経路図を配備すること。

第5章 地震対策

〔日常の地震対策〕

第18条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため次の事項を実施する。

(1) 地震対策を実施する責任者は、〇〇〇〇課長とする。

(2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を実施する。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔の落下、飛散防止措置を実施する。
- ウ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。
- オ その他必要事項を記載する。

(3) 地震時の備蓄品を確保し、有事に備えるとともに定期的に点検整備を実施する。

- ※ 飲料水、非常用食料、医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等の確保をする。
防災センター、警備員室、事務室等の取り出しやすい所を設置場所として明記する。

〔地震後の安全措置〕

第19条 防火管理者は、情報収集及び周知等を重点的に行い、混乱を生じないように次のことを指示する。

(1) 出火防止

- ア 火気設備器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を必ず確認する。
- イ ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料バルブ等の操作と確認をする。

ウ その他必要事項を記載する。

(2) 地震発生時は、身の安全を確保することを第一とする。

(3) 地震動終了後、各火元責任者は二次災害を防止するため、建物、火気設備器具、及び危険物施設等について点検・検査を実施し、その結果を防火管理者にさせ、異状等が生じた場合は早急に応急措置をさせる。

(4) 各設備器具は、安全を確認した後に使用する。

(5) 避難誘導等

ア 避難誘導担当は、建物内にいる者等の混乱防止に努め次のことを行う。

(ア) 建物内にいる者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、安全な場所で待機させる。

(イ) 避難誘導は、先頭と最後尾等に避難誘導担当を配置して行う。

イ 避難通路に落下、倒壊した物等で避難上障害となる物は撤去する。

※ 幼稚園及び学校等にあつては、保護者等との協力体制を確保する必要がある。
避難場所に到着後、保護者等への引き渡しの準備を行う。

第6章 教育及び訓練

〔防災教育及び訓練の実施時期〕

第20条 防火管理者は、従業員等に対し、次により防災教育及び訓練を行う。

種 別		実 施 月 日	内 容
防 災 教 育		月 日	1 教 育 ・消防計画の周知徹底及び従業員の任務について ・火災予防上の遵守事項について ・発災の周知要領及び避難誘導要領について ・震災対策について ・その他火災予防上必要な事項を記載する。 ※ 防災の手引きにより徹底する。(別紙3・4)
		月 日	
総 合 訓 練		月 日	
		月 日	
部 分 訓 練	通 報 訓 練	月 日	
		月 日	2 訓 練 ・総合訓練は、それぞれの訓練を連携して総合的に行う。年に2回以上計画・実施する。 ・部分訓練は、通報訓練、消火、避難誘導の訓練を個別に行いそれぞれの任務及び行動の確認をする。 ※ 新入社員、パート社員等に対する教育等朝礼時の教育等を計画実施する。
	消 火 訓 練	月 日	
		月 日	
	避 難 誘 導	月 日	
		月 日	

〔訓練の実施報告〕

第21条 防火管理者は、消防訓練を実施する場合は、消防署長に報告するとともに、必要に応じて指導を受けるものとする。（別紙5により、事前通報する。）

付 則

この消防計画は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

別表1

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

防 火 管 理 者 役職・氏名 店長 ○ ○ ○ ○				担 当 者 の 任 務	
				防 火 管 理 者	・当該施設の防火管理業務の総括責任者 ・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。
防 火 担 当 責 任 者		火 元 責 任 者		防火担当責任者	・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。 ・防火管理者の補佐を行う。
担当区域	氏 名	担当区域	氏 名	火 元 責 任 者	・担当区域の火災予防について、「自主検査チェック表」などにに基づきチェックし、防火管理者に報告する。
地 下 1 階	保 安 室 長	保 安 室	○ ○ ○ ○	従 業 員 等 の 注 意 事 項	
	○ ○ ○ ○	駐車場、機械室	○ ○ ○ ○		
1 階	1階売場主任 ○ ○ ○ ○	日 用 品 売 場	○ ○ ○ ○		
2 階	2階売場主任 ○ ○ ○ ○	婦 人 服 売 場	○ ○ ○ ○		
3 階	3階売場主任 ○ ○ ○ ○	紳 士 服 売 場	○ ○ ○ ○		
4 階	4階売場主任 ○ ○ ○ ○	家具用品売場	○ ○ ○ ○		
		電気製品売場	○ ○ ○ ○		
5 階	5階売場主任 ○ ○ ○ ○	子 供 服 売 場	○ ○ ○ ○		
		おもちゃ売場	○ ○ ○ ○		
6 階	6階売場主任 ○ ○ ○ ○	大 食 堂	○ ○ ○ ○		
		従業員休憩室	○ ○ ○ ○		

- 1 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周囲には、物品を置かないこと。
- 2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- 3 火気設備器具の周辺は、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。
- 4 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。
- 5 従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。
- 6 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。
- 7 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。
- 8 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。
- 9 喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃製の蓋付き水入り容器に入れるなどして、処分すること。
- 10 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。
- 11 電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。
- 12 火元責任者は、担当区域の火気の状況を責任を持って管理すること。
- 13 その他
 - (1) シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は持ち込まないこと。
 - (2) 色別された避難通路上へのはみ出し陳列(ワゴン、平台、ハンガーなど)は、行わないこと。
 - (3) 裸火の使用又は危険物品を持ち込むときは、防火管理者の承認を得ること。
 - (4) 店内で、喫煙しているお客を発見した場合は、直ちに制止させること。

別表2

火気設備器具自主検査チェック表（日常）

担当区域		階	令和 年 月		火元責任者			
日	曜日	実 施 項 目						
		事務室	食 堂	湯 沸 室	機 械 室	吸殻の処理	少量危険物	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
						防火管理者確認印		

※ 不備欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告すること。

（凡 例） ○・・・良 ×・・・不備 △・・・即時改修

別表3

防火設備等自主検査チェック表（日常）

担当区域		階		令和 年 月		火元責任者		
日	曜 日	実 施 項 目						
		避 難 口	避難経路	防 火 戸	防 火 シャッター	屋内階段	屋外階段	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
						防火管理者確認印		

※ 不備欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告すること。

（凡 例） ○・・・良 ×・・・不備 △・・・即時改修

別表4 (1)消火設備

消防用設備等自主点検チェック表(定期点検)

検査日	令和 年 月 日	点検者	防火管理者確認	印
点検実施設備	確認事項			点検結果
消火器	① 階ごとに適切な位置に設置されているか。 ② 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 ③ 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 ④ ホースに変形、損傷、老化等がないか。 ⑤ 圧力計の設置があるものは圧力が指示範囲内にあるか。 ⑥ 標識は正しく設置され、破損していないか。			
屋内消火栓設備	① 消火栓ボックス前に使用上の障害となる物品等がないか。 ② 消火栓扉は確実に開閉できるか。 ③ ホース、ノズル等が接続され、変形、損傷はないか。 ④ 表示灯は点灯しているか。 ⑤ ポンプ室は整理されているか。 ⑥ ポンプ室のバルブ類は適正な開閉状態になっているか。			
屋外消火栓設備	① 消火栓ボックス前に使用上の障害となる物品等がないか。 ② 消火栓扉は確実に開閉できるか。 ③ ホース、ノズル等が接続され、変形、損傷はないか。 ④ 表示灯は点灯しているか。 ⑤ ポンプ室は整理されているか。 ⑥ ポンプ室のバルブ類は適正な開閉状態になっているか。			
パッケージ型消火設備	① 消火栓ボックス前に使用上の障害となる物品等がないか。 ② 消火栓扉は確実に開閉できるか。 ③ ホース、ノズル等が接続され、変形、損傷はないか。 ④ 表示灯は点灯しているか。 ⑤ 操作等の説明を記載した標識はついているか。			
スプリンクラー設備 泡消火設備	① ヘッドの周囲に散水の障害となる物が設けられていないか。 ② ヘッドの変形、腐食、漏水箇所はないか。 ③ 間仕切りの変更等によるヘッドの未警戒部分はないか。 ④ 制御弁の標識は正しく設置され、破損していないか。 ⑤ 圧力計の指示圧力は適正か(制御弁室、ポンプ室の圧力タンク)。 ⑥ ポンプ室のバルブ類は適正な開閉状態になっているか。			
不活性ガス・ハロゲン化物・粉末・移動粉末消火設備	① ヘッドの変形、破損はないか。 ② 起動装置の周囲に操作の支障となる障害物を置いていないか。 ③ ボンベ室は、漏水、異常高温となっていないか。 ④ 操作等の説明を記載した標識はついているか。			
動力消防ポンプ設備	① ホース、ノズル、バルブ等に異常はないか。 ② 燃料は不足していないか。 ③ 動力ポンプは正常に作動できる状態となっているか。			

(備考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

別表4 (2)警報設備

消防用設備等自主点検チェック表(定期点検)

検 査 日	令和 年 月 日	点 検 者	防火管理者確認	印
点検実施設備	確 認 事 項			点検結果
自 動 火 災 報 知 設 備	① 感知器の変形、破損はないか。 ② 用途変更、間仕切りの変更等による未警戒部分はないか。 ③ 発信機(押しボタン)の周囲には障害物を置いていないか。 ④ 表示灯は点灯しており、離れた場所から容易に確認できるか。 ⑤ 受信機の電源は正常に供給されているか。 ⑥ 受信機のスイッチは正常な位置にあるか。 ⑦ 非常ベルは停止状態になっていないか。 ⑧ 警戒区域図は受信機の付近に設置されているか。			
非常放送設備 ・ 非 常 ベ ル	① 非常放送又は非常ベルの音量は十分か。 ② 電源は正常に供給されているか。 ③ 放送設備の階の選択及び一斉放送の操作機能は正常か。 ④ 非常ベル又は非常放送用のスピーカーの変形、脱落はないか。			
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備	① 検知器、中継器の変形、破損はないか。 ② 受信機の電源は正常に供給されているか。 ③ 受信機のスイッチは正常な位置にあるか。 ④ 表示灯は正常に点灯するか。 ⑤ 警戒区域図は受信機の付近に設置されているか。			
漏 電 火 災 警 報 器	① 変流器に変形、破損はないか。 ② 受信機の電源は正常に供給されているか。 ③ 受信機のスイッチは正常な位置にあるか。			
火 災 通 報 装 置	① 本体の変形、損傷、著しい腐食等はないか。 ② 本体の前面には、操作等に必要な空間が保有してあるか。 ③ 本体の電源は正常に供給されているか。 ④ 電話回線はアナログ回線へ接続されているか。 ⑤ 録音されているメッセージ(名称、電話番号、住所)に変更はないか。			

(備 考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

別表4 (3)避難設備等 消防用設備等自主点検チェック表(定期点検)

検 査 日	令和 年 月 日	点 検 者	防火管理者確認	印
点検実施設備	確 認 事 項			点検結果
避難器具	① 器具の周囲に操作の障害となる物品等を置いていないか。 ② 降下空間の途中に降下の障害となる看板、エアコン屋外機等を置いていないか。 ③ 降下場所の周囲に避難路が確保されているか。 ④ 器具の取付け場所の窓等は、容易に開放できるか。 ⑤ 器具である旨及び操作等の取扱いを記載した標識板はついているか。 ⑥ 器具及び器具の固定金具の腐食、破損はないか。			
誘導灯 ・ 誘導標識	① 表示パネル又は標識の表面は汚れがなく、破損や脱落はないか。 ② 蛍光灯が点灯しているか。 ③ 非常電源による点灯は、正常か。 ④ 装備品等の取付けのため見えにくくなっていないか。 ⑤ 室内の改装等により設置位置が不適当になっていないか。			
非常用照明	① バッテリーにより正常に点灯するか。			

(備 考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

別表4 (4)消防活動上必要な施設、その他

消防用設備等自主点検チェック表(定期点検)

検 査 日	令和 年 月 日	点 検 者	防火管理者確認	印
点検実施設備	確 認 事 項			点検結果
排煙設備	① 可動垂れ壁の作動障害はないか。 ② 排煙口の近くに排煙の妨げとなる物品等の障害物はないか。 ③ 手動操作箱や装置に変形や破損はないか。 ④ 制御盤の電源は、正常に供給されているか。			
連結散水設備	① ヘッドの周囲の散水の障害となるものが設けられていないか。 ② ヘッドの変形、腐食、漏水等はないか。 ③ 送水口バルブの開閉は、表示のとおりとなっているか。 ④ 送水口付近に消防隊の活動の障害となる物品等は置いていないか。 ⑤ 送水口付近に放水区域図が取り付けられているか。			
連結送水管	① 各放水口に漏水等の異常がなく、送水口箱、扉に変形等はないか。 ② 放水口箱の周囲に扉の開閉を妨げる物品等は置いていないか。 ③ 放水口付近に取り付けてある標識板の破損はないか。 ④ 放水口箱内にホースやノズルが備え付けられ、腐食や変形等はないか。(11階以上)			
非常コンセント設備	① 保護箱付近に消防隊の活動の障害となる物品等は置いていないか。 ② 正常に電源が供給され、保護箱、扉等に変形等はないか。 ③ 表示灯は点灯しており、離れた場所から容易に確認できるか。			
無線通信補助設備	① 保護箱付近に消防隊の活動の障害となる物品等は置いていないか。 ② 正常に電源が供給され、保護箱、扉等に変形等はないか。 ③ 接続端子に変形、破損等はないか。			
消防用水	① 消防用水や採水口の周囲に使用の障害となる物品等は置いていないか。 ② 消防用水や採水口の直近に消防車が接近できるか。 ③ 水量は確保されているか。			
消防隊進入口	① 標識や表示灯が正常に取り付け又は点灯しているか。(3階以上) ② 進入口の周囲に障害となる物品等を置いていないか。 ③ 消防車の進入路が確保されているか。			

(備 考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

別表5

定期点検チェック表

実施項目及び確認事項			点検結果
建物構造等	(1) 建物全体に危険箇所が生じていないか確認する。 (屋根・壁・窓・床・天井・窓ガラス等) (2) 階段・屋外階段に異状はないか確認する。 (手摺り・腐食・さび等) (3) 防火戸・防火シャッターは、確実に作動するか。 (閉鎖障害・隙間等がないことを確認する。) (4) その他必要事項を記載する。		
避難施設	(1) 避難通路の確認 ・避難通路の幅員が確保されているか。 ・避難の障害となる物が置かれていないこと。 (2) 階段に避難の障害となる物が置かれていないこと。 (3) 避難階の避難口は確保されているか。 ・扉の開放方向は避難上支障ないか。 ・避難階段に通ずる出入り口の有効復員が確保されているか。 ・避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害となる物がないか。		
火気設備器具	(1) 厨房設備(大型レンジ・フライヤー・ガスコンロ・湯沸器等) ・可燃物からの保安距離は適正か。 ・ガスホース、配管関係等に損傷及び老化等はないか。 ・ダクトの天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 (2) ガスストーブ又は石油ストーブ ・周囲は整理整頓されているか。 (3) ボイラー ・可燃物等の放置はないか。整理整頓されているか。		
電気設備	(1) 変電設備 ・保安検査が実施されているか。 ・整理整頓されているか。 (2) 電気器具 ・たこ足配線がされていないか。 ・電気器具は正しく使われているか。		
少量危険物	(1) 標識 ・掲示板(類別・数量等)には、正しく記載されているか。 ・配管等に漏れ、損傷等が生じていないか。 ・防油堤内は清掃されているか。 ・通気管のメッシュに亀裂等はないか。		
点検実施年月日		点検項目	点検実施者又は業者名
建物構造等・避難施設		令和〇〇年〇〇月〇〇日	係長 〇〇〇〇

※ 不備欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告すること。

(凡例) ○…良 ×…不備 △…即時改修

別表6(1)

消防用設備等の点検計画表

点検区分		点 検 実 施 予 定 月			
設備の種類		設置 有無	自主点検	法定点検(業者等)	
				機器点検	総合点検
消 火 設 備	消火器		月、 月	月、 月	月
	屋内消火栓設備		月、 月	月、 月	
	スプリンクラー設備		月、 月	月、 月	
	共同住宅用スプリンクラー設備		月、 月	月、 月	
	特定施設水道連結型スプリンクラー設備		月、 月	月、 月	
	水噴霧消火設備		月、 月	月、 月	
	泡消火設備		月、 月	月、 月	
	不活性ガス消火設備		月、 月	月、 月	
	ハロゲン化物消火設備		月、 月	月、 月	
	粉末消火設備		月、 月	月、 月	
	屋外消火栓設備		月、 月	月、 月	
	動力消防ポンプ設備		月、 月	月、 月	
	パッケージ型消火設備		月、 月	月、 月	
	パッケージ型自動消火設備		月、 月	月、 月	
			月、 月	月、 月	
			月、 月	月、 月	
			月、 月	月、 月	
警 報 設 備	自動火災報知設備		月、 月	月、 月	月
	ガス漏れ火災警報設備		月、 月	月、 月	
	漏電火災警報器		月、 月	月、 月	
	火災通報装置		月、 月	月、 月	
	非常放送設備・非常警報器具		月、 月	月、 月	
	火災通報装置		月、 月	月、 月	
避 難 設 備	避難器具 すべり台、避難はしご、救助袋、 緩降機、その他()		月、 月	月、 月	月
	誘導灯・誘導標識		月、 月	月、 月	月
消 防 活 動 上 の 設 備	排煙設備		月、 月	月、 月	月
	連結送水管		月、 月	月、 月	月
	共同住宅用連結送水管		月、 月	月、 月	月
	連結散水設備		月、 月	月、 月	月
	無線通信補助設備		月、 月	月、 月	
	非常コンセント設備		月、 月	月、 月	
	共同住宅用非常コンセント設備		月、 月	月、 月	

別表6(2)

点検区分		点 検 実 施 予 定 月			
設備の種類		設置 有無	自主点検	法定点検(業者等)	
				機器点検	総合点検
非常電源	非常電源専用受電設備		月、 月	月、 月	月
	蓄電池設備		月、 月	月、 月	
	自家発電設備		月、 月	月、 月	
	燃料電池設備		月、 月	月、 月	
その他	総合操作盤		月、 月	月、 月	月
	特殊消防用設備()		月、 月	月、 月	月
	消防用水		月、 月	月、 月	
	非常用照明		月、 月		

※ 消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合

点検業者名	
-------	--

※ 防火対象物定期点検が対象となっている場合

点検業者名	
-------	--

※ 特殊建築物等の調査報告対象となっている場合

建築物定期調査	
---------	--

※ 資格を有する従業員等がいる場合

--	--

別表7

自衛消防隊の編成と任務(記載例)

〇〇〇〇株式会社自衛消防隊の編成と任務(その1 本部隊)

自衛消防隊長		代表取締役	〇〇〇〇	(自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う)			
自衛消防副隊長		防火管理者	〇〇〇〇	(隊長を補佐し、隊長が不在時はその任務を代行する)			
地区隊長				(担当区域の初動措置の指揮体制を図るとともに自衛消防隊長(本部)への報告を行う)			
自 衛 消 防 隊 の 編 成							
1階	地区隊長 (〇〇〇〇)	連絡通報担当 (〇〇〇〇)		3階	地区隊長 (〇〇〇〇)	連絡通報担当 (〇〇〇〇)	
		初期消火担当 (〇〇〇〇) (〇〇〇〇)				初期消火担当 (〇〇〇〇) (〇〇〇〇)	
		避難誘導担当 (〇〇〇〇) (〇〇〇〇)				避難誘導担当 (〇〇〇〇) (〇〇〇〇)	
		安全防護担当 (〇〇〇〇) (〇〇〇〇)				安全防護担当 (〇〇〇〇) (〇〇〇〇)	
		応急救護担当 (〇〇〇〇) (〇〇〇〇)				応急救護担当 (〇〇〇〇) (〇〇〇〇)	
2階	地区隊長 (〇〇〇〇)	連絡通報担当 (〇〇〇〇)		4階	地区隊長 (〇〇〇〇)	連絡通報担当 (〇〇〇〇)	
		初期消火担当 (〇〇〇〇) (〇〇〇〇)				初期消火担当 (〇〇〇〇) (〇〇〇〇)	
		避難誘導担当 (〇〇〇〇) (〇〇〇〇)				避難誘導担当 (〇〇〇〇) (〇〇〇〇)	
		安全防護担当 (〇〇〇〇) (〇〇〇〇)				安全防護担当 (〇〇〇〇) (〇〇〇〇)	
		応急救護担当 (〇〇〇〇) (〇〇〇〇)				応急救護担当 (〇〇〇〇) (〇〇〇〇)	
火 災 等 の 災 害 時 の 任 務				地 震 等 の 災 害 時 の 任 務			
通報連絡担当	消防機関への通報及び通報の確認、館内への非常放送並びに指示命令の伝達関係者への連絡			情報収集担当として、テレビ、ラジオ等により情報収集をする			
初期消火担当	出火場所への急行、消火器等による初期消火			点検担当として編成し、担当区域の転倒、落下防止措置をする			
避難誘導担当	出火時における避難者の誘導、負傷者及び逃げ遅れた者の確認、非常口の開放並びに開放の確認と避難障害物品の除去			災害時と同様に編成し、本部の指揮により避難誘導を行う			
安全防護担当	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作			点検担当として編成し、上記の初期消火担当の任務に同じ			
応急救護担当	応急救護所の措置、負傷者に対する応急措置、救急隊との連携、情報の提供			応急措置担当として編成し、危険箇所の排除、安全を確認する			

留意事項

- 1 自衛消防隊長は、管理権限者、又はこれに準ずるものとし、自衛消防隊副隊長には防火管理者又は相当職を充てることが望ましく、消防機関に届出する消防計画には役職名などを記入します。
- 2 地区隊長は階ごとに、受持担当区域内の責任者と通報・消火・避難などの担当者を指定することが望ましく、消防機関に届出する消防計画には、役職・係名・係担当者名などを記入します。

なお、事務室等に提出するものについては、担当者の氏名を記入し、転勤等で変わった場合は速やかに訂正する必要があります。

別表8

自衛消防隊の編成と任務（休日・夜間等）

[ホテルの編成例]

自 衛 消 防 隊 の 編 成			地 震 等 の 災 害 時 の 体 制	
担 当 者 等		任 務	地震等の災害時の組織編成	地震等の災害時の任務
最高責任者 (隊長)	ナイトマネージャー	1 初動措置全般の指揮 2 避難開始の決定、避難人員の確認 及び災害の状況把握 3 消防隊への情報提供 4 その他災害の指揮を統制するうえで 必要な事項	警戒本部の本部長の代行として 編成する。	1 本部長等への連絡 2 警戒本部の設置 3 テレビ、ラジオ等により情報を を収集する。
通報連絡担当	1階 フロント係員 2階 客室係員 3階 客室係員 4階 客室係員 5階 客室係員	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 館内への非常放送並びに指示命令 の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表に よる）	通報連絡担当は、情報収集担当 として編成する。	テレビ、ラジオ等により情報を 収集する。
初期消火担当	1階 フロント係員 2人 2階 客室係員 2人 3階 客室係員 2人 4階 客室係員 2人 5階 客室係員 2人	1 出火場所への急行 2 消火器等による	初期消火担当は、点検担当として 編成する。	担当区域の転倒、落下防止措 置を講ずる。
避難誘導担当	1階 施設担当係員 2人 2階 客室係員 2人 3階 客室係員 2人 4階 客室係員 2人 5階 客室係員 2人	1 出火時における避難者の誘導 2 負傷者及び逃げ遅れ者の確認 3 非常口の開放並びに開放の確認 と物品の除去	避難誘導担当	本部の指揮により、避難誘導 を行う。
安全防護担当	1階 調理室員 2階 客室係員 3階 客室係員 4階 客室係員 5階 客室係員	1 水損防止、電気、ガス等の安全 措置 2 防火戸、防火シャッターの操作	安全防護担当は、点検担当として 編成する。	上記の初期消火担当の任務に 同じ。
応急救護担当	1階 調理室員 2階 客室係員 3階 客室係員	1 応急救護所の設置 2 負傷者に対する応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供	応急救護担当は応急措置担当と して編成する。	危険箇所等の補強、整備を行う。

別紙1

防火管理業務の一部委託状況表

(令和 年 月 日現在)

防火対象物名				再受託者の有無	
管理権原者氏名				☐ 無し ☐ 全部	
防火管理者名				☐ 一部有り	
受託者の氏名及び住所等					
[法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地]					
氏名（会社名）					
所在地					
電話番号					
受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範囲	☐ 火気使用箇所の点検監視業務 ☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導 ☐ その他（ ） ☐ 周囲の可燃物の管理 ☐ 定期的な巡回 ☐ その他（ ）		
		方法	常駐場所 常駐人員 委託する防火対象物の範囲 委託する時間帯		
	巡回方式	範囲	☐ 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）		
		方法	巡回回数 巡回人員 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯		
	遠隔移報方式	遠隔	☐ 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）		
		方法	現場確認要員の待機場所 到着所要時間 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯		

（備考）「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□にレ印を付すこと。

別紙2

1 自動火災報知設備が作動した場合

作動状況の確認

「こちらは防災センター(防火管理者の〇〇〇〇)です。」「只今、〇階××地区の感知器が作動しました。〇階の通報連絡員は火災の有無を確認し、防災センターへ報告願います。」

「お客様は、次の放送又は従業員の指示があるまで、静かにお待ち願います。」
(2回以上繰り返して放送すること)

誤作動の連絡

「先ほど非常ベルが鳴りましたが、調査の結果火災ではありませんので、ご安心願います。」

2 火災時の放送文例

「お客様にお知らせいたします。〇階紳士服売場で火災が発生しました。従業員の指示に従って〇〇側の階段を使って避難してください。」
「避難誘導班は配置について、安全に避難をさせること。」
「エレベーターは危険ですので使用しないでください。」

「消火班に連絡する。近くの消火器を持って〇階紳士服売場に集合せよ。」
「消火栓を使用して消火にあたれ。」

- ※ 非常放送設備を上手に活用してください。
- ※ 自動火災報知設備の受信機に、連絡用電話が備えてありますので、感知器の作動現場へ必ず持っていく必要があります。
- ※ 放送設備の前に作成した放送文を掲示しておく必要があります。

[消防計画について]

〇〇〇〇 の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

[消火器について]

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
消火器が設置されている場所を自分の持ち場から近い順に2カ所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。
使い方は消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

[火気設備器具について]

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取り扱い上の注意事項を守り、故障または破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

[喫煙について]

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理(水の入ったバケツに捨てる)を確実に行ってください。

[危険物の取り扱いについて]

- 1 危険物(シンナー、ベンジンなど)を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

[避難施設の維持管理について]

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

[放火防止対策について]

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

[火災時の対応]

- 1 通報連絡
119番に連絡します。(火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など)
防火管理者に連絡します。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口(出入口)を開放し、避難口までお客を誘導します。

[地震時の対応]

- 1 火の始末を行ってください。
揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。
- 2 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。

[その他]

[消防計画について]

当事業所の消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

- 1 通報連絡担当者()
- 2 初期消火担当者()
- 3 避難誘導担当者()
- 4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。()
- 5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。()

[火気設備器具について]

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取り扱い上の注意事項を守り、故障または破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

[喫煙について]

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理(水の入ったバケツに捨てる)を確実に行ってください。

[危険物の取り扱いについて]

- 1 危険物(シンナー、ベンジンなど)を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

[避難施設の維持管理について]

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

[放火防止対策について]

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持っていきましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

[火災時の対応]

- 1 通報連絡
119番に連絡します。(火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など)
防火管理者に連絡し、指示を受けてください。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口(出入口)を開放し、避難口までお客を誘導します。

[地震時の対応]

- 1 火の始末を行ってください。
揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。
- 2 まず身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。

[その他]

自衛消防訓練通報書

令和 年 月 日			
様			
通報者			
住所			
氏名			
電話			
消防計画に基づく訓練を下記のとおり実施するので、消防法施行規則第3条 第11項の規定により通報します。			
防火対象物所在地			
防火対象物名称		令別表区分	項
管理権原者氏名			
防火管理者氏名			
訓練実施日時	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		
訓練種別	1 総合訓練	2 部分訓練 (1) 消火 (2) 通報 (3) 避難	
参加人員	名	内訳:	
職員等の派遣及び	消防署員	要 (担当係 人数 名)	・ 否
ポンプ車等の要否	ポンプ車等	要 (種別 台)	・ 否
訓練概要			
※ 受付欄		※ 経過欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。